

公 示 公 告

次のとおり見積り合せを実施します。

令和２年１０月１日

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

- 1 件 名 ウェブカメラ等の購入
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：ウェブカメラ等の購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和2年10月1日に公示公告したウェブカメラ等の購入に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに参加する者に必要な資格等

最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

3 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 ウェブカメラ等の購入

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和2年10月20日（火）午後5時（郵送、電子メール又はファクシミリによる提出可）

※電子メール又はファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課調査係

4 参加者は、上記3(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額（10％）を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

5 見積書の提出期限（3(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

6 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。
なお、照会は書面又は電子メールによることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課調査係（担当：福井）

E-mail Fukui.Masahito008@courts.jp

(cc: Mizushina.Keiichi020@courts.jp, Matsubara.Naoki006@courts.jp)

FAX 03-3234-0923

（照会をする場合は、事前に電話連絡（ダイヤルイン：03-3264-5873）
をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

令和2年10月13日（火）正午

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

仕 様 書

第1 件名

ウェブカメラ等の購入

第2 調達の目的及び概要

本案件は、民事訴訟手続のIT化に関連して、ウェブ会議等のITツールを活用した口頭弁論を実施させる際に必要となる機材（ウェブカメラ及びスピーカフォン（以下「カメラ等」という。））の検討を行うために、本調達を行うものである。

第3 調達物品

別紙記載のとおり

第4 納入場所及び数量

1 納入場所

最高裁判所 東京都千代田区隼町4-2

2 数量

別紙記載のとおり

第5 納入期限

1 別紙番号1, 2及び7について

令和3年3月31日（水）まで

2 別紙番号3ないし6について

令和2年11月30日（月）まで

第6 提出物

カメラ等については、保証書並びに保証期間、メーカー名及びメーカー型番が分かる一覧表をマイクロソフト株式会社の「Microsoft Excel 2013」により読み取り可能な形式で作成して最高裁判所に令和3年3月31日までに提出すること。

第7 保守

カメラ等については、納入後、初期不良が判明した場合には受注者の負担により速やかに代替品と交換すること。また、納入期限の翌日から最低でも1年間の無償保証期間を設け、この期間内に、明らかに利用者の故意によると判断されるものと最高裁判所との間で協議が整ったもの以外の故障又は異常については、無償での修理又は代替品との交換等により速やかに対応することとし、無償保証期間中の対応方法は契約締結後、最高裁判所に提示すること。

第8 特記事項

1 本契約に関連して受注者側に発生する搬入等に関する費用については受注者の負担とする。

2 受注者は、本契約に関連して最高裁判所が質問に対する回答、検査及び資料の提出等を求めた場合には、適切に応じること。

3 この仕様書に定めのない事項及びその他疑義のある場合には、その都度、最高裁判所及び受注者が協議して定めるものとする。

別紙

番号	品目	メーカー	型番	数量
1	マイクスピーカー	YAMAHA	YVC-1000	1 台
2	マイクスピーカー	Polycom	PPCLT-P7200	1 台
3	マイクスピーカー	Anker	PowerConf	1 台
4	ウェブカメラ	SOURCENEXT	Meeting Owl Pro	1 台
5	ウェブカメラ	logicool	MeetUp	1 台
6	ウェブカメラ	logicool	GROUP CC3500er	1 台
7	ウェブカメラ	logicool	RALLY PTZ CAMERA CC4900E	1 台